

平成23年度
農林水産省政策評価実施計画

平成23年7月26日

農林水産省

目 次

| | | | |
|---|-----------------|-------|---|
| 1 | 計画期間 | | 1 |
| 2 | 実績評価 | | 1 |
| 3 | 事業評価 | | 1 |
| | (別表 1) 政策評価体系 | | 2 |
| | (別表 2) 成果重視事業一覧 | | 4 |
| | (別表 3) 公共事業一覧 | | 5 |
| | (別表 4) 研究開発一覧 | | 7 |

平成23年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画に基づき、以下のとおり定める。

なお、平成23年度の政策評価については、「平成23年度における政策評価の実施について」（平成23年4月27日 総評政第14号総務省行政評価局長通知）を踏まえ、東日本大震災への対応に支障が生じないように取り組むこととする。

また、政策効果の把握に当たり、評価に必要な情報・データの収集が困難な場合には、被災地のデータを除くなど、対応可能な範囲で把握することとする。

1 計画期間

平成23年7月26日から平成24年3月31日までとする。

2 実績評価

- (1) 別表1に掲げる政策評価体系の政策分野について、平成23年度に実施する政策に係る目標設定を行う。
- (2) 平成22年度に実施した政策については、設定した目標値に対する実績値を把握し、達成度合の判定を行う。その際、次のいずれかの基準に該当する指標については、要因分析を併せて行う。
 - ① 達成度合が、「C」又は「有効性に問題がある」となった指標
 - ② 前年度の実績値を下回った指標（ただし、達成度合が、100%を超えた指標又は「おおむね有効」となった指標を除く。）なお、震災に関連した施策については、実績値の把握を行わないこととする。また、把握すべきデータの一部が欠ける指標については、達成度合の判定及び要因分析を実施しないこととする。
- (3) 別表2に掲げる成果重視事業について、実績評価方式により事後評価を行う。

3 事業評価

- (1) 別表3に掲げる公共事業について、事業評価方式により事後評価を行う。

なお、震災等の影響を受けた公共事業は、評価実施時期を延期することとする。
- (2) 別表4に掲げる研究開発課題及び研究制度について、事業評価方式により事後評価を行う。

政策評価体系

1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

| 大目標 (使命) | 中目標 | 政策分野 |
|---|-------------------------------------|--|
| 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 | 1 食料の安定供給の確保 | ①食の安全と消費者の信頼の確保 ②国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 ③食品産業の持続的な発展 ④総合的な食料安全保障の確立(※) |
| | 2 農業の持続的な発展 | ⑤意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進 ⑦農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 ⑧持続可能な農業生産を支える取組の推進 |
| | 3 農村の振興 | ⑨農業・農村における6次産業化の推進 ⑩都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興 ⑪農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全 |
| | 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 | ⑫森林の有する多面的機能の発揮 ⑬林業の持続的かつ健全な発展 ⑭林産物の供給及び利用の確保 |
| | 5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 | ⑮水産資源の回復 ⑯漁業経営の安定 ⑰漁村の健全な発展 |
| | 6 横断的に関係する政策 | ⑱農林水産分野の研究開発(※) ⑲農林水産分野の地球環境対策(※) ⑳政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※) ㉑農林水産行政の適切・効率的な実施(※) |

2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

成果重視事業一覧

1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

- ・ 商物分離直接流通成果重視事業
- ・ バイオ燃料技術実証事業費
- ・ ソフトセルロース利活用技術確立事業費

2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

公共事業一覧

1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

(1) 直轄事業・機構等営事業
ア 期中

| 区分 | 事業名 | 都道府県名 | 事業実施地区名 | 事業主管課 | 事業実施主体 |
|-----|------------|--------|---------|-----------|--------|
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 安平川 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 道央用水 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 篠津中央二期 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 勇払東部 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 樺戸 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 樺戸(二期) | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 札内川第二 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 青森県 | 岩木川左岸 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 宮崎県 | 西諸 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 鹿児島県 | 曾於北部 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営総合農地防災事業 | 徳島県 | 吉野川下流域 | 農村振興局防災課 | 国 |
| 直轄 | 国営総合農地防災事業 | 徳島県 | 那賀川 | 農村振興局防災課 | 国 |
| 区分 | 事業名 | 事業主管課 | 事業実施主体 | | |
| 直轄 | 国有林直轄治山事業 | 林野庁業務課 | 国 | | |
| 直轄 | 民有林直轄治山事業 | 林野庁治山課 | 国 | | |
| 直轄 | 直轄地すべり防止事業 | 林野庁治山課 | 国 | | |
| 直轄 | 森林環境保全整備事業 | 林野庁業務課 | 国 | | |
| 直轄 | 森林居住環境整備事業 | 林野庁業務課 | 国 | | |
| 機構等 | 水源林造成事業 | 林野庁整備課 | 独立行政法人 | | |
| 直轄 | 特定漁港漁場整備事業 | 水産庁計画課 | 国 | | |

イ 完了後

| 区分 | 事業名 | 都道府県名 | 事業実施地区名 | 事業主管課 | 事業実施主体 |
|-----|------------|--------|-----------------|------------|--------|
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 厚沢部川 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 天塩沿岸 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | サルバ | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 北海道 | 駒牧 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 福井県 | 日野川用水・日野川用水(二期) | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営農地再編整備事業 | 北海道 | 美葉牛 | 農村振興局農地資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営総合農地防災事業 | 北海道 | 網走川上流 | 農村振興局防災課 | 国 |
| 直轄 | 国営総合農地防災事業 | 北海道 | 鶴居第1 | 農村振興局防災課 | 国 |
| 直轄 | 直轄地すべり対策事業 | 新潟県 | 板倉 | 農村振興局防災課 | 国 |
| 直轄 | 直轄地すべり対策事業 | 広島県 | 神石高原 | 農村振興局防災課 | 国 |
| 機構等 | 農用地総合整備事業 | 北海道 | 根室東部 | 農村振興局農村整備官 | 独立行政法人 |
| 機構等 | 農用地総合整備事業 | 鹿児島県 | 大隅中央 | 農村振興局農村整備官 | 独立行政法人 |
| 区分 | 事業名 | 事業主管課 | 事業実施主体 | | |
| 直轄 | 民有林直轄治山事業 | 林野庁治山課 | 国 | | |
| 直轄 | 直轄地すべり防止事業 | 林野庁治山課 | 国 | | |
| 直轄 | 国有林直轄治山事業 | 林野庁業務課 | 国 | | |
| 直轄 | 森林環境保全整備事業 | 林野庁業務課 | 国 | | |
| 直轄 | 森林居住環境整備事業 | 林野庁業務課 | 国 | | |
| 機構等 | 水源林造成事業 | 林野庁整備課 | 独立行政法人 | | |
| 機構等 | 緑資源幹線林道事業 | 林野庁整備課 | 独立行政法人 | | |

(2) 補助事業

| 事業名 | 事業主管課 |
|----------------|---------------|
| かんがい排水事業 | 農村振興局水資源課 |
| 経営体育成基盤整備事業 | 農村振興局農地資源課 |
| 畑地帯総合整備事業 | 農村振興局水資源課 |
| 畑地帯開発整備事業 | 農村振興局農地資源課 |
| 農道整備事業 | 農村振興局農村整備官 |
| 農業集落排水事業 | 農村振興局農村整備官 |
| 農村総合整備事業 | 農村振興局農村整備官 |
| 農村振興総合整備事業 | 農村振興局農村整備官 |
| 田園整備事業 | 農村振興局農地資源課 |
| 地域用水環境整備事業 | 農村振興局水資源課 |
| 中山間総合整備事業 | 農村振興局中山間地域振興課 |
| 農地防災事業 | 農村振興局防災課 |
| 農地保全事業 | 農村振興局防災課 |
| 農村環境保全対策事業 | 農村振興局防災課 |
| 海岸保全施設整備事業（農地） | 農村振興局防災課 |
| 草地畜産基盤整備事業 | 生産局畜産振興課 |
| 畜産環境総合整備事業 | 生産局畜産振興課 |
| 民有林補助治山事業 | 林野庁治山課 |
| 森林環境保全整備事業 | 林野庁整備課 |
| 森林居住環境整備事業 | 林野庁整備課 |
| 漁港修築事業 | 水産庁計画課 |
| 沿岸漁場整備開発事業 | 水産庁計画課 |
| 水産物供給基盤整備事業 | 水産庁計画課 |
| 水産資源環境整備事業 | 水産庁計画課 |
| 漁村総合整備事業 | 水産庁計画課 |
| 漁港関連道整備事業 | 水産庁計画課 |
| 海岸保全施設整備事業（漁港） | 水産庁防災漁村課 |
| 海岸環境整備事業（漁港） | 水産庁防災漁村課 |

※ 震災等の影響を受けた地区については、公表時期を延期することがある。

2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

(1) 未着手の事業

ア 直轄事業・機構等営事業
該当するものはない。

イ 補助事業

該当するものはない。

(2) 未了の事業

ア 直轄事業・機構等営事業

| 区分 | 事業名 | 都道府県名 | 事業実施地区名 | 事業主管課 | 事業実施主体 |
|----|------------|----------|---------|-----------|--------|
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 秋田県 | 平鹿平野 | 農村振興局水資源課 | 国 |
| 直轄 | 国営かんがい排水事業 | 奈良県・和歌山県 | 大和紀伊平野 | 農村振興局水資源課 | 国 |

イ 補助事業

| 事業名 | 都道府県名 | 事業実施地区名 | 事業主管課 | 事業実施主体 |
|-------------------|-------|---------|------------|--------|
| 戸別所得補償実施田滑化基盤整備事業 | 茨城県 | 寺久・三 | 農村振興局水資源課 | 茨城県 |
| 戸別所得補償実施田滑化基盤整備事業 | 鹿児島県 | 第五曾於南部 | 農村振興局水資源課 | 鹿児島県 |
| 戸別所得補償実施田滑化基盤整備事業 | 新潟県 | 太斎 | 農村振興局農地資源課 | 新潟県 |
| 戸別所得補償実施田滑化基盤整備事業 | 新潟県 | 満日 | 農村振興局農地資源課 | 新潟県 |
| 戸別所得補償実施田滑化基盤整備事業 | 新潟県 | 熊森 | 農村振興局農地資源課 | 新潟県 |
| 戸別所得補償実施田滑化基盤整備事業 | 新潟県 | 白根郷3期 | 農村振興局防災課 | 新潟県 |

※ 震災等の影響を受けた地区については、公表時期を延期することがある。

3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

研究開発一覧

1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

(1) 研究開発課題

- ・ 終了時

| 区分 | 研究課題名 | 研究実施主体 | 課題を所管する課 |
|----|--|--------|----------------------------------|
| 直轄 | 新農業展開ゲノムプロジェクト | 民間団体等 | 農林水産技術会議事務局 研究開発官（食の安全、基礎・基盤） |
| 直轄 | 鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク管理技術の開発 | 民間団体等 | 農林水産技術会議事務局 研究開発官（食の安全、基礎・基盤） |
| 直轄 | 生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発 | 民間団体等 | 農林水産技術会議事務局 研究開発官（食の安全、基礎・基盤） |

(2) 研究制度

該当するものはない。

2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。